

新潟県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則をここに公布する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第56号

新潟県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則

(新潟県収入証紙条例施行規則の廃止)

第1条 新潟県収入証紙条例施行規則(昭和57年新潟県規則第21号)は、廃止する。

(新潟県建築士法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県建築士法施行細則(昭和26年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>別記</p> <p>第1号様式(第5条関係)</p> <p>2級</p> <p>木造建築士免許申請書</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式(第8条の2関係)</p> <p>2級</p> <p>木造建築士免許証書換え交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>第4号様式(第9条関係)</p> <p>2級</p> <p>木造建築士免許証再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>第10号様式(その1)(第30条関係)</p> <p>2級</p> <p>木造建築士試験受験申込書</p> <p>(略)</p> <p>第10号様式(その2)(第30条関係)</p> <p>2級</p> <p>木造建築士試験受験申込書</p> <p>(略)</p>	<p>別記</p> <p>第1号様式(第5条関係)</p> <p>2級</p> <p>木造建築士免許申請書</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式(第8条の2関係)</p> <p>2級</p> <p>木造建築士免許証書換え交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>第4号様式(第9条関係)</p> <p>2級</p> <p>木造建築士免許証再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>第10号様式(その1)(第30条関係)</p> <p>2級</p> <p>木造建築士試験受験申込書</p> <p>(略)</p> <p>第10号様式(その2)(第30条関係)</p> <p>2級</p> <p>木造建築士試験受験申込書</p> <p>(略)</p>

収入証紙
貼付欄

収入証紙
貼り付け欄

収入証紙
貼り付け欄

受験手数料
はり付け欄

[消印しな
いこと。]

受験手数料

(略)	(略)
-----	-----

はり付け欄
 [消印しないこと。]

(新潟県県税規則の一部改正)

第3条 新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。）を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第63条 (略)</p> <p>第64条から第73条まで 削除</p>	<p style="text-align: center;">(証紙の消印)</p> <p><u>第44条の2</u> 条例第58条第1項前段、第69条第1項前段又は第92条の規定により、証紙を貼付して申告書の提出があつたときは、知事又は局長の指定する職員は、証紙消印（新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号。以下「証紙規則」という。）第11条第2項の規定により定められた消印）を証紙の彩紋と申告書にかけて明瞭に押して消印しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(証紙使用実績等の報告)</p> <p><u>第44条の3</u> 前条の規定により証紙の消印をした局長は、当月分の証紙の消印実績について翌月7日までに総務部税務課長に報告しなければならない。</p> <p><u>2</u> 総務部税務課長は、前項の規定による報告があつたときは、これを取りまとめた証紙使用実績報告書を作成し、その月の10日までに会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>第63条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(証紙代金収納計器取扱者の指定申請等)</p> <p><u>第64条</u> 条例第59条第1項の指定（この条において「取扱者指定」という。）を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。この場合には、当該申請者が証紙代金収納計器の使用につき県に損害を与えた場合における当該損害に係る債務に関し、連帯保証人2人を立てなければならない。</p> <p><u>2</u> 知事は、取扱者指定をした場合は、その旨の書面を前項の申請者に交付するものとする。</p>

3 取扱者指定を受けた者（以下「証紙代金収納計器取扱者」という。）は、標札を証紙代金収納計器の取扱場所の戸外の見やすいところに掲げなければならない。

4 証紙代金収納計器取扱者は、証紙代金収納計器を設置した場合は、直ちにこれを知事に提示しなければならない。

5 知事は、前項の証紙代金収納計器に封を施す等必要な措置を講ずるものとする。

（証紙代金収納計器取扱者指定書の記載事項の変更）

第65条 証紙代金収納計器取扱者は、その氏名（証紙代金収納計器取扱者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名）又は住所を変更したときは、直ちに知事に届け出なければならない。

第66条 証紙代金収納計器取扱者は、第64条第2項の指定書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をした場合は、その旨の書面を証紙代金収納計器取扱者に交付するものとする。

（業務の廃止届）

第67条 証紙代金収納計器取扱者は、証紙代金収納計器の取扱業務をやめようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに知事に届け出なければならない。

（死亡又は解散の場合の届出）

第68条 証紙代金収納計器取扱者が死亡し又は解散したときは、相続人又は清算人は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

（証紙代金収納計器取扱者の指定の取消し）

第69条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、証紙代金収納計器取扱者の指定を取り消すことができる。

(1) 証紙代金収納計器取扱者が証紙代金収納計器を取り扱うのに必要な資力又は信用を失ったとき。

(2) 証紙代金収納計器取扱者が条例又はこの規則の規定に違反したとき。

（証紙代金収納計器の使用手続）

第70条 証紙代金収納計器取扱者は、当該証紙代金収納計器を使用する場合は、県の発行する始動票札をもつてしなければならない。

2 証紙代金収納計器取扱者は、知事の指定する指定金融機関又は指定代理金融機関に申請書を提出

して始動票札を買い受け、証紙代金収納計器の使用に支障のないように常備しておかなければならない。

(誤表示による金額の払戻し)

第71条 証紙代金収納計器取扱者は、証紙代金収納計器によつて誤つて過大な金額を表示した場合において、当該誤表示の金額に相当する金額の払戻しを受けようとするときは、請求書に当該誤表示に係る申告書を添えて知事に請求しなければならない。

(始動票札の買戻し)

第72条 証紙代金収納計器取扱者は、証紙代金収納計器の取扱いをやめた場合において、未使用の始動票札及び当該計器に組み込んだ始動票札の未使用額に相当する部分の買戻しを請求し、現金の還付を受けようとするときは、請求書に買戻しを受けようとする始動票札を添えて知事に提出しなければならない。

(記帳及び報告義務等)

第73条 証紙代金収納計器取扱者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- (1) 始動票札の買受数量及び使用数量並びにこれらの年月日
- (2) 表示金額及び誤表示金額の日計並びにこれらの年月日
- 2 証紙代金収納計器取扱者は、毎日の使用済みの始動票札を翌日中に知事に提出しなければならない。
- 3 証紙代金収納計器取扱者は、毎月末日現在の証紙代金収納計器の使用状況を、翌月5日までに知事に報告しなければならない。

別表 (第117条関係)

文書等の名称 (略)	根拠条文	様式
自動車税納税済印	条例第58条第2項、第69条第2項	別記第91号様式

別表 (第117条関係)

文書等の名称 (略)	根拠条文	様式
証紙代金収納計器に付する印の印影	条例第58条第1項	別記第82号様式
証紙代金収納計器取扱者指定申請書	第64条第1項	別記第83号様式
標札	第64条第3項	別記第84号様式
証紙代金収納計器取扱者指定事項変更届出(申請)書	第65条(第66条)	別記第85号様式
証紙代金収納計器取扱業務廃止届出書	第67条	別記第86号様式

(略)		
狩猟税申告書	(略)	(略)
狩猟税納税済印	条例第92条 第2項	別記第101 号様式の2
(略)		

第39号様式 (第117条関係)

(略)
(略)

第39号様式の2 (第117条関係)

(略)
(略)

第39号様式の2の2 (第117条関係)

(略)
(略)

第81号様式の7 (略)

第82号様式から第90号様式まで 削除

始動票札	第70条第1 項	別記第87号 様式
始動票札買受申請 書	第70条第2 項	別記第88号 様式
誤表示金額払戻請 求書	第71条	別記第89号 様式
始動票札買戻請求 書	第72条	別記第90号 様式
証紙代金収納計器 使用状況報告書	第73条第3 項	別記第91号 様式
(略)		
狩猟税申告書	(略)	(略)
(略)		

第39号様式 (第117条関係)

※ (収入証紙貼付欄)

(略)
(略)

第39号様式の2 (第117条関係)

※ (収入証紙貼付欄)

(略)
(略)

第39号様式の2の2 (第117条関係)

※ (収入証紙貼付欄)

(略)
(略)

第81号様式の7 (略)

第82号様式 (第117条関係)

(略)

第83号様式 (第117条関係)

(略)

第84号様式 (第117条関係)

(略)

第85号様式 (第117条関係)

証紙代金収納計器取扱者指定事項変更届出(申請)
書
(略)

第86号様式（第117条関係）

証紙代金収納計器取扱業務廃止届出書
(略)

第87号様式（第117条関係）

(略)

第88号様式（第117条関係）

始動票札買受申請書
(略)

第89号様式（第117条関係）

誤表示金額払戻請求書
(略)

第90号様式（第117条関係）

始動票札買戻請求書
(略)

第93号様式（第117条関係）

譲渡担保財産に係る自動車税（環境性能割）の納
税義務免除（還付）申請書

(略)	
納付年月日	年 月 日

(略)

第101号様式（第117条関係）

(略)
納税済印押印欄

(略)

第93号様式（第117条関係）

譲渡担保財産に係る自動車税（環境性能割）の納
税義務免除（還付）申請書

(略)	
納付区分 及び年月 日	証紙 年 月 日 現金

(略)

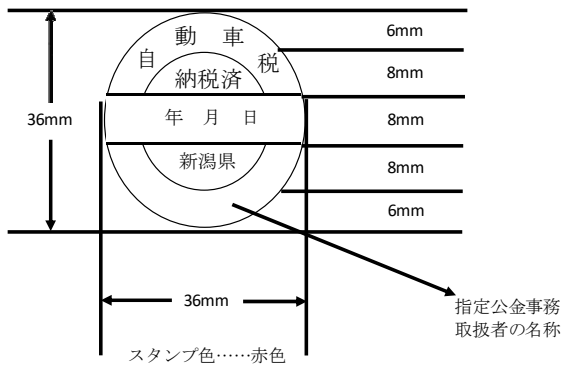
第101号様式（第117条関係）

(略)
収入証紙貼付欄
◎御注意
狩猟税は、新潟県が定めた収入証紙を貼つて納付することになっていきますから、税額相当分の収入証紙をこの欄に貼って提出してください。

(略)

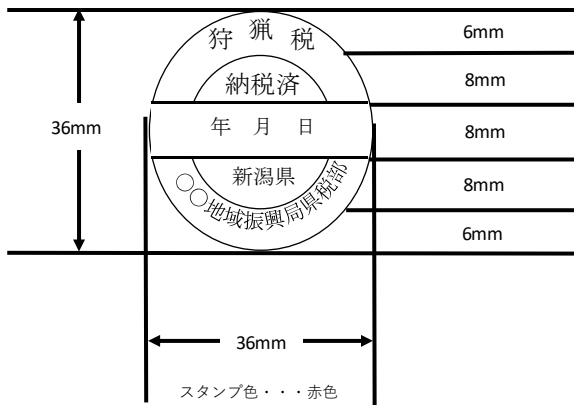
第4条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。
別記第91号様式を次のように改める。

第91号様式（第117条関係）



備考 軽自動車税の環境性能割額に相当する現金の納付を受けた場合は、この様式中「自動車税」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）」として、同様式を使用する。
別記101号様式の次に次の1様式を加える。

第101号様式の2（第117条関係）



（新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正）

第5条 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年新潟県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>第6号様式（第7条関係） 配置従事者身分証明書書換え交付申請書</p> <p>（略）</p>	<p>第6号様式（第7条関係） 配置従事者身分証明書書換え交付申請書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">収 入 証 紙</p>
<p>第7号様式（第8条関係） 配置従事者身分証明書再交付申請書</p> <p>（略）</p>	<p>第7号様式（第8条関係） 配置従事者身分証明書再交付申請書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">収 入 証 紙</p>
<p>第8号様式（第10条関係）</p>	<p>第8号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">収 入 証 紙</p>

販売業 管理医療機器貸与業届出済証交付申請書 (略) 第13号様式 (第26条関係) 登録販売者試験受験願書 (略)	販売業 管理医療機器貸与業届出済証交付申請書 (略) 第13号様式 (第26条関係) <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; text-align: center;">新潟県収入証紙貼付欄</div> 登録販売者試験受験願書 (略)
--	--

(新潟県栄養士法施行細則の一部改正)

第6条 新潟県栄養士法施行細則(昭和36年新潟県規則第50号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記 第1号様式 (第3条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 60px;">(略)</div> <u>備考 1 「(旧姓)」欄又は「通称名」欄は、旧姓又は外国人における通称名を栄養士免許証に併記することを希望する場合のみ記入すること。</u> <u>2 手数料を納付したことを証する書類の交付を受けた場合は、当該書類を貼付すること。</u>	別記 第1号様式 (第3条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 60px;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; text-align: center;">新潟県収入証紙貼付欄</div> </div> <u>備考 「(旧姓)」欄又は「通称名」欄は、旧姓又は外国人における通称名を栄養士免許証に併記することを希望する場合のみ記入すること。</u>
第2号様式 (第4条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 60px;">(略)</div> 備考 1・2 (略) <u>3 手数料を納付したことを証する書類の交付を受けた場合は、当該書類を貼付すること。</u>	第2号様式 (第4条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 60px;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; text-align: center;">新潟県収入証紙貼付欄</div> </div> 備考 1・2 (略)
第4号様式 (第6条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 60px;">(略)</div> 備考 1・2 (略) <u>3 手数料を納付したことを証する書類の交付を受けた場合は、当該書類を貼付す</u>	第4号様式 (第6条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 60px;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; text-align: center;">新潟県収入証紙貼付欄</div> </div> 備考 1・2 (略)

ること。

(新潟県動物用医薬品販売業に関する規則の一部改正)

第7条 新潟県動物用医薬品販売業に関する規則(昭和37年新潟県規則第4号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
第2号様式 (第4条関係) 動物用医薬品配置従事者身分証明書(書換交付再交付)申請書 (略)	第2号様式 (第4条関係) 動物用医薬品配置従事者身分証明書(書換交付再交付)申請書 収入証紙(消印しないこと) (略)

(新潟県養蜂振興法施行細則の一部改正)

第8条 新潟県養蜂振興法施行細則(昭和39年新潟県規則第7号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
第3号様式 (第3条関係) 蜜蜂転飼許可申請書 (略)	第3号様式 (第3条関係) 蜜蜂転飼許可申請書 収入証紙をちよう付する欄 (略)

(新潟県物品会計規則の一部改正)

第9条 新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削る。

改正後	改正前
(会計管理者の帳簿) 第40条 会計管理者は、次に掲げる帳簿を備え、これに必要な事項を明らかにしておかなければならない。 (1)・(2) (略)	(会計管理者の帳簿) 第40条 会計管理者は、次に掲げる帳簿を備え、これに必要な事項を明らかにしておかなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(3) 証紙・始動票札出納簿</u>

(新潟県製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第10条 新潟県製菓衛生師法施行細則(昭和42年新潟県規則第40号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
第6号様式 (第11条関係) 製菓衛生師試験受験願書 (略) (略)	第6号様式 (第11条関係) 製菓衛生師試験受験願書 (略) (略) 収入証紙貼付欄

(新潟県建設業法施行細則の一部改正)

第11条 新潟県建設業法施行細則(昭和44年新潟県規則第77号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
別記様式 (第2条関係) 建設業許可証明申請書	別記様式 (第2条関係) 新潟県収入証紙貼り付け欄 建設業許可証明申請書

(略) 1～5 (略) 備考 記入式納付書により手数料を納付した場合は、この申請書に納付済証を貼付すること。 (略)	(略) 1～5 (略) (略)
---	---------------------------

(新潟県都市計画法施行細則の一部改正)

第12条 新潟県都市計画法施行細則（昭和45年新潟県規則第50号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記 第1号様式 （第2条の2関係） 開発行為変更許可申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> (略)	別記 第1号様式 （第2条の2関係） 開発行為変更許可申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">収 入 証 紙 (消印しないこと。)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> (略)
第1号様式の2 （第2条の2関係） 開発工事完了公告前の建築物の建築特定工作物の建設承認申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> (略)	第1号様式の2 （第2条の2関係） 開発工事完了公告前の建築物の建築特定工作物の建設承認申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">収 入 証 紙 (消印しないこと。)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> (略)
第2号様式 （第2条の2関係） 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> (略)	第2号様式 （第2条の2関係） 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">収 入 証 紙 (消印しないこと。)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> (略)
第3号様式 （第2条の2関係） 予定建築物等以外の建築等許可申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> (略)	第3号様式 （第2条の2関係） 予定建築物等以外の建築等許可申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">収 入 証 紙 (消印しないこと。)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> (略)
第4号様式 （第2条の2関係） 開発許可に基づく地位承継承認申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> (略)	第4号様式 （第2条の2関係） 開発許可に基づく地位承継承認申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">収 入 証 紙 (消印しないこと。)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> (略)
第5号様式 （第2条の2関係）	第5号様式 （第2条の2関係）

開発登録簿写し交付申請書	開発登録簿写し交付申請書
(略)	(略) 収 入 証 紙 (消印しないこと。)
(略)	(略)

(新潟県公害紛争処理条例施行規則の一部改正)

第13条 新潟県公害紛争処理条例施行規則（昭和45年新潟県規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
別記 第1号様式 <u>（第4条関係）</u> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">軽 減</div> 申請手数料免 除申請書 納付猶予 (略)	別記 第1号様式 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">軽 減</div> 申請手数料免 除申請書 納付猶予 (略)								
第2号様式 <u>（第4条関係）</u> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">軽 減</div> 申請手数料免 除決定通知書 納付猶予 (略)	第2号様式 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">軽 減</div> 申請手数料免 除決定通知書 納付猶予 (略)								
第3号様式 <u>（第4条関係）</u> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">軽 減</div> 申請手数料免 除不承認決定通知書 納付猶予 (略)	第3号様式 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">軽 減</div> 申請手数料免 除不承認決定通知書 納付猶予 (略)								
第4号様式 <u>（第4条関係）</u> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">軽 減</div> 納付猶予申請手数料納付書 (略) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">納付済証等を貼る欄</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		納付済証等を貼る欄		第4号様式 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">軽 減</div> 納付猶予申請手数料納付書 (略) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">証紙をはる欄</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		証紙をはる欄	
(略)									
納付済証等を貼る欄									
(略)									
証紙をはる欄									
備考 1 納付すべき金額の欄には、 <u>軽減の場合は軽減後の金額を、納付猶予の場合は納付すべき金額を記載すること。</u> 2 納付済証等を貼る欄には、 <u>手数料を納付したことを証する書類の交付を受けた場合は、当該書類を貼付すること。</u>	備考 納付すべき金額の欄には、 <u>軽減の場合は軽減後の金額を、納付猶予の場合は納付すべき金額を記載すること。</u>								

(新潟県林業種苗法施行細則の一部改正)

第14条 新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第2号様式 <u>(第3条関係)</u> 生産事業者講習会申込書 (略)	第2号様式 収入証紙 生産事業者講習会申込書 (略)
第3号様式 <u>(第4条関係)</u> 生産事業者表示書 (略)	第3号様式 生産事業者表示書 (略)
第4号様式 <u>(第4条関係)</u> 配布事業者表示書 (略)	第4号様式 配布事業者表示書 (略)
第5号様式 <u>(第5条関係)</u> 種苗証明申請書 (略)	第5号様式 収入証紙 種苗証明申請書 (略)
第6号様式 <u>(第6条関係)</u> 封かん紙 (略)	第6号様式 封かん紙 (略)
第7号様式 <u>(第6条関係)</u> 封印 (略)	第7号様式 封印 (略)

(新潟県立職業能力開発校規則の一部改正)

第15条 新潟県立職業能力開発校規則(昭和47年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記 第1号様式 (第6条関係) 入校願書 (略) (略)	別記 第1号様式 (第6条関係) 入校願書 (略) (略)
注 1～3 (略) <u>4 記入式納付書により手数料を納付した場合は、この願書の裏面に納付済証を貼付すること。</u>	新潟県収入証紙貼付欄 注 1～3 (略)

(新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例施行規則の一部改正)

第16条 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例施行規則(昭和48年新潟県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(依頼書の提出)</p> <p>第2条 条例第1条の規定により試験等を依頼する者又は成績書の副本の交付を受けようとする者は、<u>試験等依頼書（別記第1号様式）</u>をセンター等の長（以下「センター長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第5条 条例第3条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（別記第3号様式）をセンター長等を経て知事に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係） 試験等依頼書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p>(略)</p>	<p>(依頼書の提出)</p> <p>第2条 条例第1条の規定により試験等を依頼する者又は成績書の副本の交付を受けようとする者は<u>試験等依頼書（別記第1号様式）</u>を、<u>同条の規定により工業技術に関する情報の提供を受けようとする者は情報検索依頼書（別記第1号様式の2）</u>をセンター等の長（以下「センター長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第5条 条例第4条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（別記第3号様式）をセンター長等を経て知事に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係） 試験等依頼書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>新潟県収入証紙ちよう付欄</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>証紙は、重ならないようにはること。 この欄にはりきれない場合は、裏面にはること。</p> </div> </div> <p>(略)</p> <p>第1号様式の2（第2条関係） 情報検索依頼書</p>

（新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部改正）

第17条 新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則（昭和49年新潟県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別記</p> <p>第1号様式（第4条関係） 優良宅地認定申請書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 造成宅地の概要の欄中7には、宅地造成を行うことについて、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>、農地法、自然公園法その他の法令による許可、認可等を要する</p>	<p>別記</p> <p>第1号様式（第4条関係） 優良宅地認定申請書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 造成宅地の概要の欄中7には、宅地造成を行うことについて、<u>宅地造成等規制法</u>、農地法、自然公園法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、そ</p>

<p>場合には、その手続の状況を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5号様式 (第11条関係) 優良宅地認定申請書</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 造成宅地の概要の欄中6には、宅地造成を行うことについて、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>、農地法、自然公園法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6号様式 (第12条、第13条関係) 優良住宅認定申請書</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>の手続の状況を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5号様式 (第11条関係) 優良宅地認定申請書</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td style="border: 2px solid black;">新潟県収入証紙ちよう付欄</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 造成宅地の概要の欄中6には、宅地造成を行うことについて、<u>宅地造成等規制法</u>、農地法、自然公園法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6号様式 (第12条、第13条関係) 優良住宅認定申請書</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td style="border: 2px solid black;">新潟県収入証紙貼付欄</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	新潟県収入証紙ちよう付欄	(略)	(略)	新潟県収入証紙貼付欄	(略)
(略)											
(略)											
(略)											
(略)											
(略)	新潟県収入証紙ちよう付欄										
(略)											
(略)	新潟県収入証紙貼付欄										
(略)											

(新潟県旅館業法施行細則の一部改正)

第18条 新潟県旅館業法施行細則(昭和50年新潟県規則第72号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前	
<p>別記</p> <p>第1号様式 (第2条関係) 旅館業許可申請書</p> <p>(略)</p>	<p>別記</p> <p>第1号様式 (第2条関係) 旅館業許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 2px solid black;">新潟県収入証紙貼付欄</td> </tr> </table>	新潟県収入証紙貼付欄
新潟県収入証紙貼付欄		

(新潟県大麻取締法施行細則の一部改正)

第19条 新潟県大麻取締法施行細則(昭和52年新潟県規則第19号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前		
<p>別記</p> <p>第1号様式 (第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p>第8号様式 (第7条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>別記</p> <p>第1号様式 (第2条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 2px solid black;">新潟県収入証紙貼付欄</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第8号様式 (第7条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 2px solid black;">新潟県収入証紙はり付け欄</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	新潟県収入証紙貼付欄	新潟県収入証紙はり付け欄
新潟県収入証紙貼付欄			
新潟県収入証紙はり付け欄			

<p>第9号様式（第8条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第9号様式（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;">新潟県収入証紙 はり付け欄</div> <p>(略)</p>
--------------------------------	---

(新潟県調理師法施行細則の一部改正)

第20条 新潟県調理師法施行細則（昭和52年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別記</p> <p>第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(略)</div> <p>備考 1・2 (略)</p> <p><u>3 手数料を納付したことを証する書類の 交付を受けた場合は、当該書類を貼付す ること。</u></p> <p>第3号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(略)</div> <p>備考 1・2 (略)</p> <p><u>3 手数料を納付したことを証する書類の 交付を受けた場合は、当該書類を貼付す ること。</u></p> <p>第4号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">調理師試験受験願書</p> <p>(略)</p> <p>備考 <u>手数料を納付したことを証する書類の交付 を受けた場合は、当該書類を貼付すること。</u></p>	<p>別記</p> <p>第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(略)</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;">新潟県収入証紙貼付欄</div> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>第3号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(略)</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;">新潟県収入証紙貼付欄</div> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>第4号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">調理師試験受験願書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;">新潟県収入証紙貼付欄</div>

(新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第21条 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和52年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第16号様式（第19条関係）</p> <p style="text-align: center;">犬又は猫の引取申請書</p> <p>(略)</p> <p>第17号様式（第19条関係）</p>	<p>第16号様式（第19条関係）</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;">収入証紙貼付欄</div> <p style="text-align: center;">犬又は猫の引取申請書</p> <p>(略)</p> <p>第17号様式（第19条関係）</p>

(略) 抑留犬返還申請書	(略) 抑留犬返還申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">収入証紙はり付け欄</div>
-----------------	---

(新潟県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第22条 新潟県宅地建物取引業法施行細則（昭和56年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第5号様式 （第12条関係） 宅地建物取引士資格試験受験申込書 (略) (略) (略) (略) (略)	第5号様式 （第12条関係） 宅地建物取引士資格試験受験申込書 (略) (略) (略) (略) (略) (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; vertical-align: middle;">新潟県 収入証紙 ちよう付欄 {消印しな いこと。}</div>

(新潟県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正)

第23条 新潟県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和56年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第3号様式 （第2条関係） 登録申請書 (略)	第3号様式 （第2条関係） 登録申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新潟県収入証紙ちよう付欄</div> (略)

(新潟県財務規則の一部改正)

第24条 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(調定) 第88条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。 (1) 県税徴収金 別に定める日	(調定) 第88条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。 (1) 証紙（新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第70条第1項に規定する始動票札を含む。以下同じ。）の売りさばきによる収入 証紙を売りさばいた月の末日 (2) 証紙により徴収する県税以外の県税徴収金 別に定める日

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) 指定納付受託者に委託して納付する方法により納付が行われる収入（第1号に掲げる収入を除く。）別に定める日
- (8) (略)

第112条 削除

別表第6（第9条関係）

委任する事務	委任を受ける者	再委任させる事務	再委任を受ける者
1 県税徴収金及び納税証明書交付手数料に係る収入金（以下「 <u>県税徴収金等</u> に係る収入金」という。）の出納に関する記録管理、 <u>県税徴収金等</u> に係る収入金の収納、 <u>県税徴収金</u> に係る歳入歳出外現金の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに <u>県税徴収金</u> に係る保管有価証券の受け払い及び保管を行うこと。	(略)	直接領収を必要とする <u>県税徴収金等</u> に係る収入金、歳入歳出外現金の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに <u>県税徴収金</u> に係る保管有価証券の受け払いを行うこと。	(略)
2 出納局以外の場所で直接領収を必要とする <u>県税徴収金等</u> に係る収入金以外の	(略)	出納局以外の場所で直接領収を必要とする	(略)

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) 指定納付受託者に委託して納付する方法により納付が行われる収入（第2号に掲げる収入を除く。）別に定める日
- (9) (略)

(証紙による収入の還付)

第112条 出納局管理課長は、証紙による収入に係る収入金の還付をするときは、還付決議書により会計管理者に通知しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、支払の手続の例により還付しなければならない。

別表第6（第9条関係）

委任する事務	委任を受ける者	再委任させる事務	再委任を受ける者
1 県税徴収金に係る収入金の出納に関する記録管理、 <u>県税徴収金</u> に係る収入金の収納、 <u>県税徴収金</u> に係る歳入歳出外現金の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに <u>県税徴収金</u> に係る保管有価証券の受け払い及び保管を行うこと。	(略)	直接領収を必要とする <u>県税徴収金</u> に係る収入金、歳入歳出外現金の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに <u>県税徴収金</u> に係る保管有価証券の受け払いを行うこと。	(略)
2 出納局以外の場所で直接領収を必要とする <u>県税徴収金</u> 以外の収入金、歳入歳	(略)	出納局以外の場所で直接領収を必要とする	(略)

<p>収入金、歳入歳出外現金（事務所に属するものを除く。）の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに有価証券の寄託を受けること。</p>	<p>る県税徴収金等に係る収入金以外の収入金、歳入歳出外現金の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに有価証券の寄託を受けること。</p>		<p>出外現金（事務所に属するものを除く。）の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに有価証券の寄託を受けること。</p>	<p>る県税徴収金以外の収入金、歳入歳出外現金の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに有価証券の寄託を受けること。</p>	
(略)			(略)		

(新潟県化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第25条 新潟県化製場等に関する法律施行細則（昭和59年新潟県規則第90号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>第2号様式（第3条関係） 化 製 場 魚介類鳥類等製造貯蔵施設設置許可申請書</p> <p>(略)</p>	<p>第2号様式（第3条関係） 化 製 場 魚介類鳥類等製造貯蔵施設設置許可申請書</p> <div data-bbox="1187 1290 1401 1375" style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙 ちよう付欄</div> <p>(略)</p>
<p>第3号様式（第3条関係） 死亡獣畜取扱場設置許可申請書</p> <p>(略)</p>	<p>第3号様式（第3条関係） 死亡獣畜取扱場設置許可申請書</p> <div data-bbox="1187 1529 1401 1615" style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙 ちよう付欄</div> <p>(略)</p>
<p>第7号様式（第8条関係） 動物の飼養又は収容の許可申請書</p> <p>(略)</p>	<p>第7号様式（第8条関係） 動物の飼養又は収容の許可申請書</p> <div data-bbox="1187 1771 1401 1856" style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙 ちよう付欄</div> <p>(略)</p>

(新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第26条 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年新潟県規則第73号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記 第1号様式 （第2条関係） 浄化槽保守点検業者登録申請書 （略）	別記 第1号様式 （第2条関係） 浄化槽保守点検業者登録申請書 （略） 新潟県収入証紙はり付け欄（消印しないこと。） <div style="border: 2px solid black; height: 15px; width: 100%;"></div>

（新潟県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第27条 新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記 第1号様式 （第2条関係） 広告物等表示（設置）許可申請書 （略） 第2号様式の2 （第7条関係） 広告物等表示（設置）許可申請書 （略） 第3号様式 （第11条関係） 広告物等更新許可申請書 （略） 第5号様式 （第12条関係） 広告物等変更（改造）許可申請書 （略） 第5号様式の2 （第12条関係） 広告物等変更（改造）許可申請書 （略） 第12号様式 （第18条関係） 屋外広告業登録申請書 （略） 第19号様式 （第21条関係） 屋外広告物講習会受講申込書 （略）	別記 第1号様式 （第2条関係） <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙はり付け欄</div> 広告物等表示（設置）許可申請書 （略） 第2号様式の2 （第7条関係） <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙はり付け欄</div> 広告物等表示（設置）許可申請書 （略） 第3号様式 （第11条関係） <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙貼り付け欄</div> 広告物等更新許可申請書 （略） 第5号様式 （第12条関係） <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙はり付け欄</div> 広告物等変更（改造）許可申請書 （略） 第5号様式の2 （第12条関係） <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙はり付け欄</div> 広告物等変更（改造）許可申請書 （略） 第12号様式 （第18条関係） <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙はり付け欄</div> 屋外広告業登録申請書 （略） 第19号様式 （第21条関係） <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙はり付け欄</div> 屋外広告物講習会受講申込書 （略）

(新潟県歯科技工士法施行細則の一部改正)

第28条 新潟県歯科技工士法施行細則(平成13年新潟県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>第4号様式(第3条関係)</p> <p>歯科技工士国家試験合格証明書交付願 (略)</p>	<p>第4号様式(第3条関係)</p> <p>新潟県収入証紙はり付け欄</p> <p>歯科技工士国家試験合格証明書交付願 (略)</p>

(新潟県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第29条 新潟県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄の中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第2号様式(第3条、第4条の3、第4条の7、第6条、第7条の3、第10条、第11条の3、第14条、第19条関係)</p> <p>(表)</p> <p>再交付申請書 許可証等亡失届 (略)</p> <p>(裏)</p> <p>(略)</p> <p>注 1～3 (略)</p> <p>4 狩猟免状、狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付申請の場合で、<u>手数料を納付したことを証する書類の交付を受けたときは、当該書類を貼付すること。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>第7号様式(第12条関係)</p> <p>(表)</p> <p>(略)</p> <p>(裏)</p> <p>(略)</p> <p>第8号様式(第15条関係)</p> <p>(表)</p> <p>(略)</p> <p>手数料を納付した</p>	<p>第2号様式(第3条、第4条の3、第4条の7、第6条、第7条の3、第10条、第11条の3、第14条、第19条関係)</p> <p>(表)</p> <p>再交付申請書 許可証等亡失届 (略)</p> <p>(裏)</p> <p>(略)</p> <p>注 1～3 (略)</p> <p>4 狩猟免状、狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付申請の場合、<u>収入印紙を貼付すること。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>第7号様式(第12条関係)</p> <p>(表)</p> <p>(略)</p> <p>(裏)</p> <p>(略)</p> <p>第8号様式(第15条関係)</p> <p>(表)</p> <p>(略)</p> <p>新潟県収入証紙貼付欄</p>

<p>ことを証する書類の交付を受けた場合の貼付欄 (記入式納付書の納付済証は、申請書に添付すること。)</p>	<p>付欄</p>
<p>(裏)</p> <p>(略)</p>	<p>(裏)</p> <p>(略)</p>
<p>第9号様式 (第16条関係)</p> <p>(表)</p>	<p>第9号様式 (第16条関係)</p> <p>(表)</p>
<p>(略)</p> <p>手数料を納付したことを証する書類の交付を受けた場合の貼付欄 (記入式納付書の納付済証は、申請書に添付すること。)</p>	<p>(略)</p> <p>新潟県収入証紙貼付欄</p>
<p>(裏)</p> <p>(略)</p>	<p>(裏)</p> <p>(略)</p>
<p>第10号様式 (第17条関係)</p> <p>(表)</p>	<p>第10号様式 (第17条関係)</p> <p>(表)</p>
<p>(略)</p> <p>手数料を納付したことを証する書類の交付を受けた場合の貼付欄 (記入式納付書の納付済証は、申請書に添付すること。)</p>	<p>(略)</p> <p>新潟県収入証紙貼付欄</p>
<p>(裏)</p> <p>(略)</p>	<p>(裏)</p> <p>(略)</p>

(新潟県プール条例施行規則の一部改正)

第30条 新潟県プール条例施行規則 (平成19年新潟県規則第12号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>別記様式 (第3条関係)</p> <p>プール開設許可申請書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式 (第3条関係)</p> <p>プール開設許可申請書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>新潟県収入証紙 はり付け欄</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年9月1日から施行する。ただし、第16条中新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例施行規則第2条及び別記第1号様式の2の改正並びに第17条中新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則別記第1号様式及び別記第5号様式の改正(「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
(廃止条例附則第3項の規定による還付)
- 2 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例(令和4年新潟県条例第47号。以下「廃止条例」という。)附則第3項の規定により現金の還付を受けようとする者は、第1条の規定による廃止前の新潟県収入証紙条例施行規則(以下「旧規則」という。)別記第10号様式による証紙還付請求書に返還する証紙を添えて、知事に提出しなければならない。
(廃止条例附則第4項の規定による返還等)
- 3 廃止条例附則第4項の規定により証紙(著しく汚染し、又は損傷したものを除く。)を返還しようとする者は、証紙還付請求書(別記附則第1号様式)に返還する証紙を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 廃止条例附則第4項の規定により還付する金額は、返還された証紙の額面金額の合計額から旧規則第10条第1項の規定による売りさばき手数料の額を控除した額とする。
(新潟県収入証紙条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 5 廃止条例第1条の規定による廃止前の新潟県収入証紙条例(昭和39年新潟県条例第10号)第5条第1項に規定する店舗は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付を受けた証紙及び始動票札のうち売りさばいていないものを、施行日以後、遅滞なく知事に返還しなければならない。
- 6 廃止条例附則第2項の規定によりなお従前の例により使用することができる証紙については、旧規則第2条、第11条、第14条及び第16条の規定は、なおその効力を有する。
- 7 旧規則第10条の規定は、令和6年度の報告に係る手数料の交付までの間は、なおその効力を有する。
(新潟県県税規則の改正に伴う経過措置)
- 8 廃止条例附則第2項の規定によりなお従前の例により使用することができる証紙については、第3条の規定による改正前の新潟県県税規則第44条の2及び第44条の3の規定は、なおその効力を有する。
- 9 施行日前に使用した証紙代金収納計器については、第3条の規定による改正前の新潟県県税規則第73条の規定は、なおその効力を有する。
- 10 施行日から令和7年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の新潟県県税規則別記第101号様式中「納税済印押印欄」とあるのは「収入証紙貼付欄又は納税済印押印欄」と読み替えるものとする。
- 11 未使用の証紙代金収納計器表示がある自動車税申告書については、施行日から令和12年3月31日までの間、これを返還して現金の還付を受けることができる。現金の還付を受けようとする者は、証紙代金収納計器に係る還付請求書(別記附則第2号様式)に返還する証紙代金収納計器表示がある自動車税申告書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 12 証紙代金収納計器取扱者は、施行日前に証紙代金収納計器によって誤って過大な金額を表示した場合で、施行日以後に当該誤表示の金額に相当する金額の払戻し請求をするときは、誤表示金額払戻し請求書(別記附則第3号様式)に当該誤表示に係る申告書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 13 証紙代金収納計器取扱者は、施行日以後に未使用の始動票札及び当該証紙代金収納計器に組み込んだ始動票札の未使用額に相当する部分の買戻しを請求し、現金の還付を受けようとする場合は、始動票札買戻し請求書(別記附則第4号様式)に始動票札を添えて、知事に提出しなければならない。
- 14 前2項の規定により払戻し又は還付をする金額は、払戻し請求に係る誤表示の金額の合計額又は買戻し請求に係る始動票札の額面金額の合計額から旧規則第10条第1項の規定による売りさばき手数料の額を控除した額とする。
(新潟県財務規則の改正に伴う経過措置)
- 15 第24条の規定による改正前の新潟県財務規則第112条の規定は、令和12年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
(改正前の規則に定める様式に関する経過措置)
- 16 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 17 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記

附則第1号様式（附則第3項関係）

証紙還付請求書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例附則第4項の規定により、下記のとおり買い受けた証紙を返還し、現金の還付を請求します。

記

請求金額	円				
内 訳	種別 (A)	枚数 (B)	額面金額 (A×B)	手数料額	差引金額
	1 円	枚	円		
	5 円	枚	円		
	10 円	枚	円		
	50 円	枚	円		
	100 円	枚	円		
	200 円	枚	円		
	300 円	枚	円		
	400 円	枚	円		
	500 円	枚	円		
	1,000 円	枚	円		
	2,000 円	枚	円		
	5,000 円	枚	円		
	10,000 円	枚	円		
	計	枚	円		
証紙買受け指定店舗名					

【振込先】

金融機関名				支店等名				
預金種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

附則第2号様式（附則第11項関係）

証紙代金収納計器に係る還付請求書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人、その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

新潟県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則附則第11項の規定により、下記のとおり証紙代金収納計器に係る納入金の還付を請求します。

記

請求金額	円
------	---

【振込先】

金融機関名				支店等名					
預金種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

附則第3号様式（附則第12項関係）

誤表示金額払戻請求書

年 月 日

新潟県知事 様

証紙代金収納計器取扱者

住 所

名 称

代表者氏名

電話番号

新潟県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則附則第12項の規定により、下記のとおり証紙代金収納計器の誤表示による金額の払戻しを請求します。

記

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

- 1 誤表示年月日 年 月 日
- 2 誤表示額 円 (①)
- 3 表示すべき額 円
- 4 売りさばき手数料額 円 (②)
- 5 請求金額 円 (①－②)
- 6 誤表示を証する書類 別紙添付の申告書

附則第4号様式（附則第13項関係）

始 動 票 札 買 戻 請 求 書

年 月 日

新潟県知事 様

証紙代金収納計器取扱者

住 所

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

新潟県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則附則第13項の規定により、下記のとおり買い受けた始動票札を返還し、現金の還付を請求します。

記

未 使 用 票 札	始動票札の番号	数 量	請 求 金 額 ①
	No. から No. まで	枚	円
使 用 票 札	計器に組み込んだ始 動票札の番号	計器に挿入した時の印刻	請 求 金 額 ②
		計器から引き出した時の印刻	
	No.		円
売りさばき手数料額 ③			円
請求金額合計 (①+②-③)			円

注 使用票札の未使用請求金額は、1,000,000円－(計器から引き出した時の印刻－計器に挿入した時の印刻)の額であること。

【振込先】

金 融 機 関 名				支店等名				
預 金 種 別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								